

介護老人保健施設ふれあい通所リハビリテーション運営規程

(予防通所リハビリテーション)

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人健生会が開設する介護老人保健施設ふれあい（以下「当施設」といいます。）において実施する通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとします。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ふれあい
- (2) 開設年月日 平成11年4月1日
- (3) 所在地 奈良県大和高田市日之出町13-15
- (4) 電話番号 0745-23-5530 FAX番号0745-23-5376

(5) 管理者名 施設長 横山知司

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2950880175号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種は次のとおりであり、必置職数については法令の定めるところによります。

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1名以上
(3) 看護職員	1名以上
(4) 介護職員	6名以上
(5) 理学療法士	1名以上
(6) 事務員	1名以上
(7) 調理員	1名以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- (5) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (6) 事務職員は、当施設の管理、事務及び会計に関する事務を行います。
- (7) 調理員は、献立に基づき食事を提供します。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとします。

- (1) 12月30日から1月3日及び5月3日から5月5日までを除く、毎日とします。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後4時30分までを営業時間とします。
※但し、日曜日及び祝日は午前8時30分から午後0時30分とします。
(祝日が月曜日の場合は午前8時30分から午後4時30分)
- (3) サービス提供時間は午前9時30分から午後4時00分までとします。
※但し、日曜日及び祝日は午前9時30分から午後0時00分とします。
(祝日が月曜日の場合は午前9時30分から午後4時00分)

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とします。

(内訳は1単位目要介護の方48人、2単位目要支援の方12人とします。)

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施します。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供します。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施します。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下とおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表によりお支払いいただきます。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金によりお支払いいただきます。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとします。

大和高田市、及び広陵町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第 9 条に利用料として規定されるものですが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・ 施設管理者が特に許可した場合を除き、施設内の飲酒は原則的に禁止します。喫煙はできません。
- ・ 許可されたもの以外の施設内での火気の取り扱いは原則的に禁止します。
- ・ 利用にあたって必要な物品につきましては、別紙にてご案内させていただきます。
- ・ 施設利用上、特に必要でない金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診につきましては、あらかじめご相談ください。
- ・ 宗教活動は、利用者ご本人の信仰の範囲でお願いします。
- ・ ペットの持ち込みは原則的にお断りします。盲導犬などのご利用につきましてはご相談ください。
- ・ その他、他利用者への迷惑行為は禁止します。

(身体の拘束等)

第 13 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を様式に記載し、家族等に説明、同意を求めます。

(虐待の防止等)

第 14 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹

底を図ります

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - 1 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - 2 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業者の服務規律)

第17条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとします。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこととします。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(従業者の質の確保)

第 18 条 施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（従業者の勤務条件）

第 19 条 従業者の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人健生会の就業規則によります。

（従業者の健康管理）

第 20 条 従業者は、社会医療法人健生会が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならないこととします。

（衛生管理）

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

（1）当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

（3）当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならないこととします。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 22 条 施設従業者に対して、施設従業者である期間および施設従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させません。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示します。

3 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし

ます。

- 4 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人健生会介護老人保健施設ふれあいの管理委員会において定めるものとします。

付 則

この運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日一部変更

平成 30 年 7 月 1 日一部変更

令和 3 年 8 月 1 日一部変更

令和 4 年 7 月 1 日一部変更